

授業料免除等申請書類一覧

項番	家族（生計を一にする世帯）状況等	提出書類	発行機関等
1	給与所得者 ^{※1} がいる	所得証明書(全員提出)	(市区町村)
2	年金(老齢年金・厚生年金・遺族基礎年金・障害者年金等)受給(4月、10月からの受給予定者を含む)者がいる	年金振込通知書(ハガキ)等の写(年金受給者全員分)	日本年金機構等
3	平成30年1月以降に就職又は転職した者がいる(パート等を含む)	給与支給(見込)証明書(様式3)	勤務先
4	申請前6ヶ月以内に退職した者がいる	退職及び退職金支給証明書(様式4)	勤務先
5	失業給付金受給者がいる	雇用保険受給資格者証の写(金額必要)	ハローワーク
6	免除申請者と生計を一にする者のうち、無収入である者がいる(就学者、15歳未満、専業主婦等含む)	無収入申立書(様式5)	
7	児童扶養手当受給世帯 ^{※2}	児童扶養手当受給証の写	市区町村役場
8	特別児童扶養手当受給世帯 ^{※3}	特別児童扶養手当証書の写	市区町村役場
9	被爆者健康管理手当受給者がいる	被爆者健康管理手当証書の写	市区町村役場
10	傷病手当受給者がいる	傷病手当金通知書の写	全国健康保険協会等
11	生活保護法による扶助費受給世帯	保護決定(変更)通知書の写(1ヶ月の受給金額が記載されているもの)	福祉事務所
12	児童手当(旧子ども手当)受給世帯 ^{※4}		
13	事業所得 ^{※5} により収入を得ている者がいる	確定申告書(控)の写(事業所得のある方の全員分) ※所得証明書と同じ年度のもの	税務署
14	転作奨励金等の交付を受けている者がいる	所得補償交付金等、転作奨励金の支給額がわかるもの	農協・市区町村役場
15	授業料納付期限前6ヶ月以内に退職金を得た者がいる	退職金所得の源泉徴収票(写)又は退職及び退職金支給証明書(様式4)	勤務先
16	申請前6ヶ月以内に保険金を受け取った者がいる	保険金支払い通知書の写	保険会社等
17	申請前6ヶ月以内に資産の譲渡を受けた者がいる	確定申告書(控)の写又は売買契約書の写	税務署
18	申請前6ヶ月以内に山林所得があった者がいる	確定申告書(控)の写又は売買契約書の写	税務署
19	申請前6ヶ月以内にその他の臨時的所得があった者がいる	受領額がわかるもの	税務署
20	親族からの援助や養育費等を受けている世帯	援助者等の署名押印による援助額の年額を記載した申立書(様式任意)	援助者等
21	申請者が給付型(返済の必要ない)の奨学金を受給している	奨学金受給証明書	奨学財団等
22	母子・父子世帯等	母子・父子世帯等申出書(様式6)	
23	申請者(学生本人)の他に就学者がいる	在学及び就学状況等証明書(様式7) ※兄弟等が本校学生の場合は不要	就学者のいる学校
24	障害者(申請者本人を含む)がいる	身体障害者手帳等の写	
25	申請時において6ヶ月以上にわたり療養中若しくは療養を要する者がいる(介護保険法により、要介護認定を受けている者がいる世帯を含む)	・長期療養者に係る支出(見込)額等申立書(様式8) ・医師等の証明書 ・申請前6ヶ月間に経常的に支出している金額を証明できるもの(領収書等) 高額療養費制度等、健康保険等によって医療給付を受ける金額及び損害賠償等によって補てんされる金額がある場合はその金額がわかるもの	・病院等 ・看護人 ・薬局 ・介護サービス提供事業者
26	主たる学資負担者(家計支持者)が別居している世帯	・主たる家計支持者別居に係る支出(見込)額等申立書(様式9) ・直近3ヶ月間の家賃及び光熱水道費の金額を証明できるもの(領収書等)	
27	授業料納付期限前6ヶ月(新入生は1年)以内に学生若しくは学資負担者が風水害等 ^{※6} の被害を受けた世帯	罹(被)災証明書又は盗難届の証明書(届出受理番号等) ・日常生活の必需品に被害を受けた場合は、最低限度の衣料、家具の購入費、修理費等(生活必需品に限る)に関する領収書等 ・生産手段(田・畑・店舗等)に被害を受けた場合は、長期にわたって収入源を予想される年間金額及びその事実がわかるもの	消防署・市区町村役場又は警察署
28	授業料納付期限前6ヶ月以内(新入学生については入学前1年以内)に学資負担者が死亡した世帯	戸籍謄本又は死亡を証明する書類	市区町村役場等

※1 官公庁、民間企業、商店、病院、学校、財団法人等に勤め、主として事務的、技術的又は管理的な仕事に従事している者(経営者に該当する者を除く)をいう。なお、30日未満の期間又は日々の契約で雇用され、労働に従事している者を含みます。

※2 父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない子供が育成される家庭に支給される手当

※3 20歳未満で精神又は身体に障害を有する児童を家庭で看護、養育している父母等に支給

※4 支給条件等は厚生労働省のホームページ等で確認してください。

※5 ①商業、工業、農・林業、漁業、その他の職業(開業医、弁護士、著述業、公認会計士、税理士、外交員、浴場業、理美容業、旅館業、クリーニング業等)にいう所得及び②家賃・間代、利子・配当などの雑所得

※6 震災、風水害、火災その他の災害又は盗難